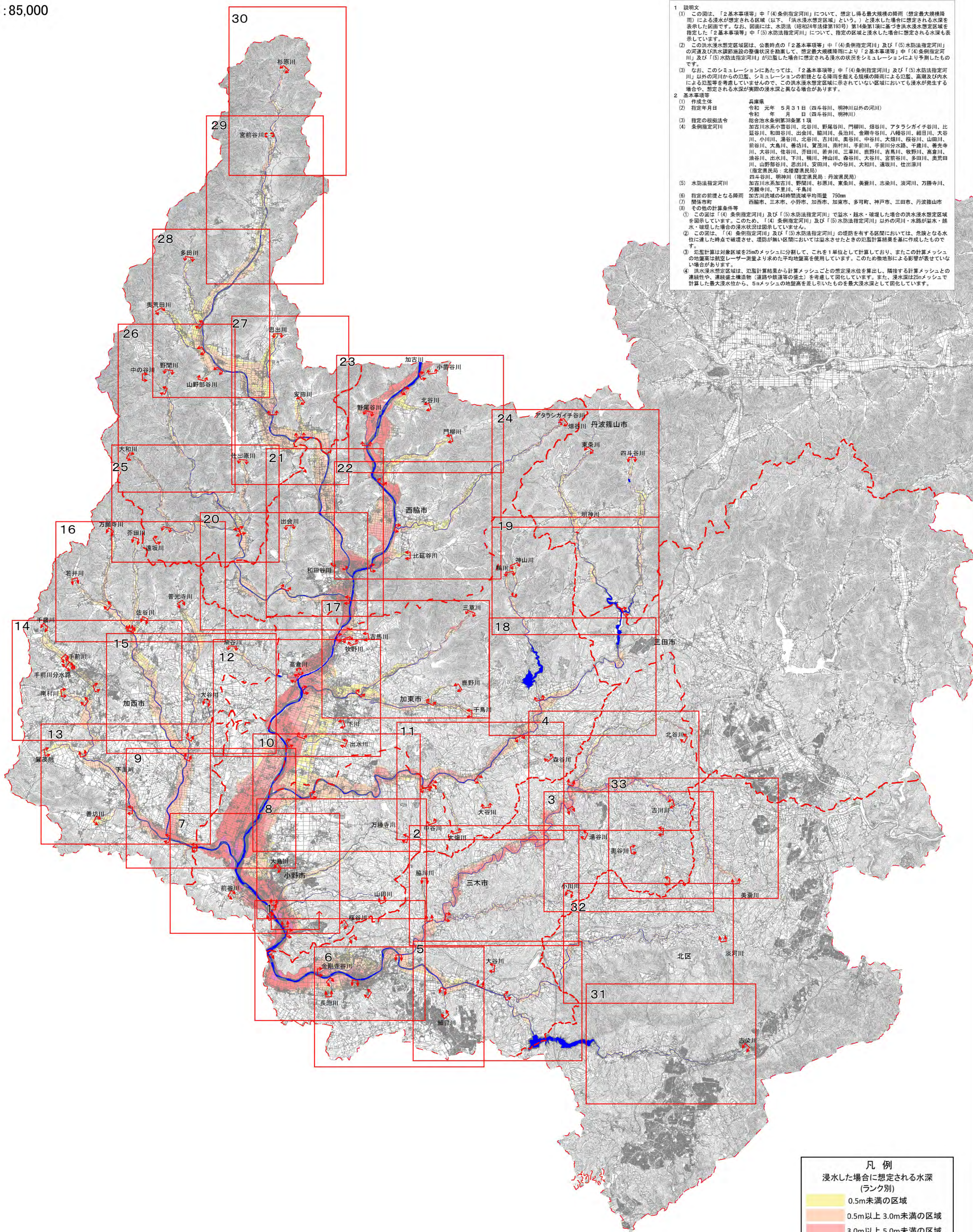


1:85,000

加古川水系 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

【中流圏域】



- 1 説明文
- (1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面は、水防法(昭和24年法律第18号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。
 - (2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等
- (1) 作成主体 兵庫県
 - (2) 指定年月日 令和 元年 5月31日(四斗谷川、明神川以外の河川)
令和 年 月 日(四斗谷川、明神川)
 - (3) 指定の根拠法令 総合治水条例第33条第1項
 - (4) 条例指定河川 加古川水系小笹谷川、北谷川、野庭谷川、門柳川、畑谷川、アタラシガイ子谷川、比延谷川、和田谷川、出会川、龍川、長治川、金剛寺谷川、八幡谷川、細目川、大谷川、小川、瀬谷川、北谷川、吉川、奥谷川、中谷川、大畑川、桜谷川、山田川、前谷川、大島川、善坊川、賀茂川、南村川、手前川、手前川分水路、千歳川、善光寺川、大谷川、笠谷川、芥田川、若井川、三草川、鹿野川、西馬川、牧野川、高倉川、津谷川、出会川、下川、鶴川、神山川、森谷川、大谷川、笠谷川、多田川、奥野川、山野部谷川、思出川、安田川、中の谷川、大和川、連坂川、仕出原川(指定県民局:北播磨県民局)
 - (5) 水防法指定河川 四斗谷川、明神川(指定県民局:丹波県民局)
加古川水系加古川、野間川、杉原川、東条川、美養川、志染川、淡河川、万壽寺川、万壽寺川、下里川、千鳥川
 - (6) 指定の前提となる降雨 加古川流域の48時間流域平均雨量 750mm
 - (7) 関係市町 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市、三田市、丹波篠山市
 - (8) その他の計算条件等
- ① この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で溢水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破堤した場合の浸水状況は図示していません。
- ② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
- ③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。
- ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続体土構造物(連続体土堤等の点)を考慮して図示しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。

凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5m以上 3.0m未満の区域
- 3.0m以上 5.0m未満の区域
- 5.0m以上 10.0m未満の区域
- 10.0m以上 20.0m未満の区域
- 20.0m以上の区域

--- 市町境界

--- 対象となる河川

